

総務・企業常任委員会資料
平成 25 年(2013 年)5 月 15 日
総 務 部

平成 25 年度総務部の主要施策について

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
【総務課】		
県有庁舎管理費	352,563 (312,447)	本庁舎施設の良好な維持管理および執務環境の確保を図るため、施設の改修、維持補修を行う。
使	73,223	1 県有庁舎維持管理費 344,293
財	3,735	県庁舎本館電灯省力化改修工事 67,788
諸	13,013	県庁舎東館電灯省力化改修工事 51,241
起	118,900	前回の改修から20年が経過し老朽化が進んでいる県庁舎本館棟の電灯設備と、同じく新設以来29年が経過し老朽化が著しい東館の電灯設備の更新に合わせ省力化を図るとともに、来夏以降も予想される電力需給の逼迫に対応するため改修工事を行う。
⊖	143,692	
私立学校振興対策費	5,101,581 (4,897,638)	私立学校の振興と保護者の負担軽減を図るため各種事業を実施する。
国	1,738,692	1 私学経営安定事業 3,567,720
財	289	私立学校振興補助金 3,553,320
繰	73,846	私立学校の経営の安定化および保護者負担の軽減を図るため私立学校の経常経費に対して助成する。
諸	407	2 保護者負担軽減補助事業 1,338,406
⊖	3,288,347	(1) 私立高等学校特別修学補助金 175,670 私立高等学校が行う授業料軽減事業に対し助成する。
		(2) 高等学校等就学支援金交付金 1,159,727 私立高等学校等の生徒について、高等学校等就学支援金として一定額を助成する。
		3 教育条件充実向上事業 191,364
		(1) 私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 64,005
		(2) 私学退職金財団補助金 73,942

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
公立大学法人振興費	2,498,874 (2,663,137) 財 201 ⊖ 2,498,673	公立大学法人滋賀県立大学が、中期計画や年度計画に基づき適切に運営できるよう、設立団体として大学運営に必要な経費の一部を交付する。 1 公立大学法人滋賀県立大学運営費交付金 2,329,567
【税政課】 公金取扱費	2,499,830 (2,532,951) ⊖ 2,499,830	県税に係る徴収金を収納するために必要な経費を負担する。 1 県税徴収事務取扱交付金 2,468,494 地方税法等の規定に基づく徴収事務取扱費を国、市町ならびに特別徴収義務者に交付する。
賦課徴収費	132,001 (130,153) 使 10,779 繰 7,500 ⊖ 113,722	賦課・徴収のため必要な事業を行う。 1 市町徴収事務共同化事業 1,635 県と市町の徴収・管理収納事務の共同化を進めるため、モデル地域としてまずは高島地域において西部県税事務所高島納税課を高島市役所に移転し、県職員と市職員を相互併任した上で共同して県税と市税の徴収業務に取り組む。

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
諸支出金（税務関係）	26,303,200 (28,052,600) ⊖ 26,303,200	地方税法の規定に基づき、各種清(精)算金、交付金および還付金を支出する。 1 都道府県(清)精算金 10,344,000 地方消費税清算金および県民税利子割精算金を支払いの必要な都道府県に支出する。 2 市町交付金 14,259,200 自動車取得税交付金等、県税収入の一定割合を県内市町に交付する。 3 県税過誤納還付金 1,700,000 県税として納付された過年度分の過誤納金等を還付する。
【市町振興課】 市町振興調整費	1,564,707 (1,591,497) 諸 797,000 ⊖ 767,707	1 知事許認可権限等移譲事務市町交付金 228,591 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定に基づき市町長が処理する事務について、その処理に要する経費として毎年度知事が定める額を基準として算定した額を交付金として交付する。 2 自治振興交付金 530,000 地方分権が進展する中、市町の地域の実情に応じて、市町の自主的な判断による弾力的で自由度の高い施策展開を支援するため交付金を交付する。

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
地域自治振興費	8,935 (3,467) 諸 310 〇 8,625	1 未来を拓く地域づくり推進事業 7,038 住民をはじめ多様な主体が、自発的に自らの手でより良い地域にしていこうと協働して地域課題の解決に取り組むことで、住民一人ひとりが地域に対する愛着と誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思う地域である「未来を拓く地域」の形成を目指した取組の推進を図る。 (1) 県と市町との情報交換・交流の場の開催 301 (2) 総合特区・構造改革特区・地域再生計画等の推進 329 (3) 移住・交流の推進 6,408
参議院議員 通常選挙執行費	732,031 (-) 国 732,031	平成25年7月28日に任期満了となる参議院議員の選挙の執行に要する経費 1 県選挙管理委員会の管理執行事務費 83,835 2 市町交付金 640,911 3 選挙啓発費 5,705 4 投開票速報費 1,580
【市町振興資金貸付事業特別会計】 市町振興資金貸付金	2,382,000 (512,000) 諸 2,382,000	市町が行う地域の振興のための事業に要する資金の貸付を行う。 1 貸付先 市町および一部事務組合等 2 貸付対象事業 公共施設の整備等の事業 3 貸付枠 (1) 一般事業資金 200,000 (2) 特別事業資金 地域政策課題分 100,000 財政健全化借換分 2,082,000

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明								
【事業課】										
【公営競技事業特別会計】	57,380,000 (54,610,000)	県財政に寄与するため、モーターボート競走を名人戦競走（G I）や周年競走（G I）など174日間開催し、賞金王決定戦競走など他場で開催されるSG競走やG I競走等の場間場外発売を180日間行う。								
公営競技事業	公 30,514,748	また、「ボートピア京都やわた」において年間360日間の場外発売を行う。								
	使 24,422	1 競艇事業								
	財 14	収入合計 30,847,010								
	越 10,000	(1) 売上金 29,700,000								
	諸 26,830,816	※ 売上金の内訳								
		<table border="0"> <tr> <td>本場</td> <td>6,500,000</td> </tr> <tr> <td>ボートピア</td> <td>1,500,000</td> </tr> <tr> <td>電話投票</td> <td>7,700,000</td> </tr> <tr> <td>場間場外</td> <td>14,000,000</td> </tr> </table>	本場	6,500,000	ボートピア	1,500,000	電話投票	7,700,000	場間場外	14,000,000
本場	6,500,000									
ボートピア	1,500,000									
電話投票	7,700,000									
場間場外	14,000,000									
		(2) その他収入 1,147,010								
		支出合計 30,847,010								
		(1) 払戻金・返還金 22,975,000								
		(2) 法定交納付金 1,298,908								
		(3) 事業運営費 6,543,102								
		(4) 繰出金 30,000								
		2 場間場外発売業務受託事業								
		収入合計 26,382,990								
		(1) 売上金 13,400,000								
		※ 売上金の内訳								
		<table border="0"> <tr> <td>本場</td> <td>3,300,000</td> </tr> <tr> <td>ボートピア</td> <td>10,100,000</td> </tr> </table>	本場	3,300,000	ボートピア	10,100,000				
本場	3,300,000									
ボートピア	10,100,000									
		(2) その他収入 12,982,990								
		支出合計 26,382,990								
		(1) 払戻金・返還金 24,250,000								
		(2) 事業運営費 2,112,990								
		(3) 繰出金 20,000								
		3 全国総合払戻受託事業								
		収入合計 150,000								
		支出合計 150,000								
		他のボートレース場で発売された的中舟券および返還舟券を、全国のボートレース場において払い戻す。								

事業名	補正予算額 (現計予算額)	説明
<p>【市町振興課】</p> <p>市町振興調整費</p>	<p>53,920 (1,564,707)</p> <p>国 53,920</p>	<p>⑤ 滋賀県地域の元気臨時交付金 53,920</p> <p>国から県に交付された地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）のうち、公共事業等の追加に伴う地方負担が制度上発生する森林整備加速化・林業再生整備交付金に係る交付金（市町が実施主体となる場合に限る。）を原資とし、該当市町が実施する事業に要する費用に対して交付金を交付する。</p>